

愛莊町

避難行動要支援者避難支援計画 (全体計画)

滋賀県愛莊町

平成28年3月

目次

- 第1章 総則
 - 1 計画の目的
 - 2 計画の位置付け
 - 3 計画の構成
 - 4 避難行動要支援者とは

- 第2章 要支援者情報の収集・把握と個人情報の管理
 - 1 要支援者の把握
 - 2 要支援者情報の収集と共有
 - 3 要支援者に関する個人情報保護のための措置

- 第3章 避難支援体制
 - 1 基本的な考え方
 - 2 関係機関との連携
 - 3 避難支援体制の構築
 - 4 個別調書

- 第4章 情報伝達等
 - 1 避難に関する情報
 - 2 情報伝達ルート
 - 3 防災情報の周知

- 第5章 安否確認
 - 1 安否確認の方法
 - 2 安否情報窓口の設置

- 第6章 避難支援等関係者の安全確保
 - 1 避難支援等関係者の対応原則
 - 2 避難支援等関係者の安全確保の措置

- 第7章 避難行動要支援対象者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援
 - 1 不同意者を含む避難行動要支援対象者名簿の提供
 - 2 不同意者を含む避難行動要支援対象者名簿の提出先
 - 3 不同意者を含む避難行動要支援対象者名簿の情報漏えいの防止

- 第8章 避難誘導および避難所における支援
 - 1 避難誘導の手段・経路等
 - 2 避難後の要支援者への対応
 - 3 避難所における支援

第9章 避難行動支援にかかる共助力の向上

- 1 民間団体等との連携
- 2 地域づくり
- 3 防災訓練

《参考資料》

- ・愛荘町避難行動要支援者避難支援計画のイメージ
- ・避難行動要支援者登録申請書 兼 個別調書（様式）
- ・愛荘町避難行動要支援者避難支援計画策定委員会委員名簿

第1章 総則

1 計画の目的

近年、集中豪雨や台風による風水害、東日本大震災等、全国各地で甚大な災害が発生している。こうした中、特に高齢者や、障がいのある人など災害時に要支援者の被災が多く見られることから、要支援者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められています。

平成25年6月の災害対策基本法の一部を改正する法律（平成25年法律第54号。以下「改正災害対策基本法」という。）の公布により、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者は「要配慮者」と定義されました。そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」とし、その把握に努めることおよび避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿等の作成が市町村に義務付けられました。

町では、これまで愛荘町災害時要援護者支援制度に関する実施要綱によって、災害時に避難勧告など災害情報の入手が困難な者、自力で避難できない者および避難に時間を要する者などで家族などの援護が望めない者を対象として、本人の申請により町が作成した災害時要援護者名簿の登録情報を災害発生時に防災資料として避難支援、安否確認等に活用してきた経緯があります。今回、改正災害対策基本法により、これまでの愛荘町災害時要援護者支援制度を本計画に改めるものとします。

なお本計画は、要配慮者および避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものです。また、地域住民等の日頃の見守り活動を基本的とした地域での支えあいの支援体制づくりを進めることによる福祉の推進を目的としています。

2 計画の位置付け

避難支援計画は、愛荘町地域防災計画の避難行動要支援者対策について、避難支援に関する事項を具体化したものです。

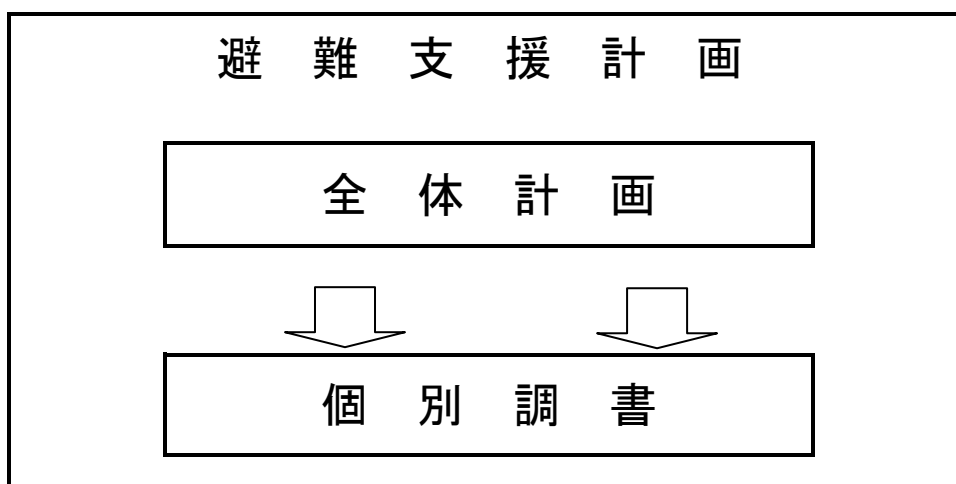
3 計画の構成

避難支援計画は、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と要支援者一人ひとりの計画を定めた「個別調書（個別計画）」（以下、「個別調書」という。）により構成します。

「全体計画」は、要支援者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別調書」の作成方針等の基本的な事項について定めます。

「個別調書」は、全体計画に基づき避難等の際に、要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援方法等を関係団体等の協力を得ながら具体的に策定します。

〈避難支援計画の構成イメージ図〉



4 避難行動要支援者とは

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者（以下、要支援者）といい、次の者としします。

- ① 高齢者等 一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の者（75歳以上）
介護保険における要介護認定者（要介護1以上）
- ② 身体障がい者（児） 身体障害者手帳所持者
（1、2級または聴覚・視覚3、4級）
- ③ 知的障がい者（児） 療育手帳所持者（A1、A2）
- ④ 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳所持者（1、2級）
- ⑤ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
例 人工透析を受けている者、難病者、低肺機能者
- ⑥ 外国人 日本語が理解できない者
- ⑦ 乳幼児 0歳～小学校就学前の者
- ⑧ 妊産婦 母子健康手帳発行者および産後1年までの者
- ⑨ その他、家族等の支援が困難なため非常時に支援を希望する者

これらの要支援者の避難行動の特徴や配慮したい主な事項は、次表のとおりです。
（要支援者の避難行動等の特徴や必要とされる支援）

区分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
一人暮らし 高齢者等	・体力が衰え、行動機能が低下している （緊急事態の察知が遅れる場合がある。）が自力で行動できる。	・安否確認が必要 ・迅速に情報を伝達し、避難を誘導
身体的機能が 低下した高齢	・自力で行動することが困難。 ・状況把握が困難で災害認知が遅れる可	・安否確認が必要 ・避難する場合は、車椅子等移動用具

者等(寝たきり高齢者等)	<p>能性がある。(視覚、聴覚、臭覚等の低下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温度変化等への抵抗力が弱い。(体温調節機能の低下) 	<p>と援助者が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を抱える家族に対する介護者等による援助 ・トイレ、入浴設備等に物的配慮が必要
精神的機能が低下した高齢者等(認知症高齢者等)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で判断し、行動することができない。 ・自分の状況を伝えることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認が必要 ・避難する場合は、援助者が必要
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握が困難で、被害の状況を知ることができない。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。) ・災害時には住み慣れた地域でも状況が変化し、いつもどおりの行動ができなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認、避難所への歩行支援が必要(避難誘導してくれる人が必要) ・町からの避難勧告等が出されたときには必ず知らせ、必要に応じて読み上げる。(音声による情報伝達および状況説明が必要) ・避難所内の案内(トイレ、電話等の場所の確認) ・必要な情報の読み上げ支援(点字が分からない人)
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報が伝わらない。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。) ・自分の状況を伝えることができない。 ・外見からは、障がいのあることが分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による認識手段が必要 ・避難所では情報から取り残されないよう、掲示板などで呼びかける。 ・FAXの配置や筆記用具を常時確保する。
平衡機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体の安全を守ることが困難 ・自分で避難することが困難 ・外見からは、障がいのあることが分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所への歩行支援が必要(避難誘導してくれる人が必要)
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体の安全を守ることが困難 ・自分で避難することが困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での移動支援体制づくり(車椅子、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要) ・車椅子用のトイレの確保
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・一人では理解や判断することが難しく、単身での避難や災害状況把握が困難。 ・災害ショックや環境の変化による精神的な動揺がみられる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人にいるときに危険が迫った場合は、緊急に保護する。 ・精神的に不安定にならないような対応が必要 ・常に話しかけるなど、気持ちを落ち

		着かせながら、安全な場所へ誘導することが必要
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。環境変化に留意。 ・多くは、自分で判断し、行動することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普段から服用している薬を携帯する必要がある。 ・気持ちを落ち着かせることが必要 ・服薬を継続するため、本人および援助者は薬の名前、量を知っていることが必要 ・医療機関との連絡体制の確保が必要（医療機関の支援）
内部障がい者 例) 難病患者 人工透析患者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・外見からは障がいがあることが分からない。 ・心臓、肝臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工透析、人工呼吸、在宅酸素などの医療的援助が（タイミングによっては緊急に）必要な場合がある。 ・常時医療器材（人口呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携体制、移送手段の確保（医療機関の支援） ・移動に当たっては、車椅子、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要 ・避難所では、ケアのできるスペースを確保 ・電気の確保 ・薬やケア用品の確保 ・食事制限の必要な人の確認が必要
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語で伝えられる情報が十分理解できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等、危険に関する注意喚起情報をあらかじめ多言語で準備することが必要 ・通訳などの支援
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら判断し、行動する能力がなく、常時保護者等の支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の災害対応力を高めることや、適切な避難誘導が必要 ・被災により、保護者の養育が困難な場合への対応が必要
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下しているが、自分で判断し、行動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所への避難誘導 ・災害ショックや環境変化によるストレスに配慮 ・避難所の設備・環境に配慮（防音や衛生面）

※上表は、滋賀県の「災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」から引用。

第2章 要支援者情報の収集・把握と個人情報の管理

1 要支援者の把握

災害発生時において要支援者の避難誘導や安否の確認、また、避難所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者の把握、町（災害対策本部等）と自治会（自主防災組織）民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署、その他支援者（以下「避難支援等関係者」という。）等の関係者間での情報の共有が必要です。

そのためには、町の関係部局で把握している高齢者や障がい者等の情報提供により、要支援者の居住地や生活状況等の把握に努め、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう避難行動要支援対象者名簿（同意を得ない対象者全員名簿）を整理するものとします。

なお、その名簿は町の福祉課が保管し、年2回の更新を行います。

2 要支援者情報の収集と共有

要支援者情報の収集は、次の方式により行い、個別調書を作成・登録するものとします。

また、これらの方式をより多くの要支援者に周知し、個別調書の登録を呼びかけます。

（1）手上げ方式

災害時の避難支援を希望し、平常時から避難支援等関係者に個人情報を開示することに同意する者は、登録申請書に必要事項を記入し、町長に提出するものとします。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とします。

（2）同意方式

自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員等と連携し、地域において支援が必要な人を把握し、登録の働きかけに努めるものとします。

登録に際しては、手上げ方式と同様に個人情報を開示することについて要支援者から同意を得るものとします。

（3）避難行動要支援者名簿（同意を得た対象者名簿）の提供、管理

町は、避難支援体制を整備するため、平常時から名簿を提供することに同意が得られた要支援者については、避難支援等関係者に名簿を提供するものとします。

また、名簿の原本は町の福祉課、副本は提供を受けた避難支援等関係者が保管するものとし、当該名簿については要支援者の把握調査および個別調書作成促進、災害時の避難支援および安否確認のみ利用します。

なお、名簿の更新は随時更新します。

3 要支援者に関する個人情報保護のための措置

要支援者に関する情報については、愛荘町個人情報保護条例（平成18年愛荘町

条例第9号) (以下「条例」という。)に基づき、避難支援等関係者での共有に努めます。

町は、この計画の実施に当たり、条例第17条第2項に基づき、あらかじめ、この計画に基づく個人情報の取扱いについて適正な実施を確保するため、次のとおり所要の措置を講じます。

(1) 個人情報に関する指導・啓発

町は、健康状態、心身の障がい等に関する個人情報が、適正な取扱いを行うべき個人情報の中でも特に配慮を要する情報であるため、この計画の実施に当たっては特に留意し、関係する町職員、自治会(自主防災組織)の構成員、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者がその取扱いの重要性を十分に認識し、万が一にも取扱いに誤りのないよう必要な指導、啓発を行います。

(2) 個人情報の管理

町は、この計画の実施に伴い個人情報を取り扱う町職員、自治会(自主防災組織)の構成員、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に対し、条例第9条および第10条の規定に基づき、次の事項を遵守するよう徹底します。

- ①この計画に定めた者以外の者に閲覧させ、または伝達しないこと。
- ②この計画に定めた場合のほか、写しを作成しないこと。
- ③紙媒体により管理すること。(町長が管理する場合を除く。)
- ④個人情報を含む紙媒体は、施錠可能な金庫等に保管すること。
- ⑤町が電子媒体により管理する場合は、暗号化等のセキュリティ対策を講じること。
- ⑥情報の更新、災害応急対策の完了等によって不要となった個人情報を保有するものは返納させ、確実かつ速やかに廃棄し、または消去すること。
- ⑦要支援者名簿に関する内容の更新は、時期を定めて行うこと。

第3章 避難支援体制

1 基本的な考え方

具体的な要支援者への支援については、要支援者の自助および地域(近隣)の住民ならでの活動による共助を基本とし、地域社会の連携強化を推進することにより、要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとします。

町は、計画等の策定や関係機関相互の連携強化を図ることにより、災害発生時における迅速な公助の実施を可能とするよう努めます。

また、町は、愛荘町地域防災計画に基づき、要支援者支援を含めた町民の防災意識の向上に努めるものとします。

自助	自分ができることを、自分自身で行うこと。 「自らの身の安全は、自らが守る。」
共助	個人の力だけでは解決が困難なことを、地域で協力して行うこと。 「自分たちのまちは、自分たちで守る。」
公助	課題が専門的である、広域的である等、個人や地域の力では解決できないことを、国・県・町・消防・警察・自衛隊などの公的機関が行うこと。

※災害発生直後の「公助」には限界があるため、日頃から「自助」「共助」の充実を図ることが重要です。

2 関係機関との連携

要支援者の支援は、地域（近隣）の共助の力が重要となります。このため、町は、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関・団体と連携し、避難支援体制の構築を図ります。また、日頃から共助の重要性を周知することや、地域における支援者に関する人材の育成に努めます。

3 避難支援体制の構築

要支援者の避難等に際して、関係機関・団体と連携し、個別調書の作成を通じて、支援体制を構築していきます。

なお、避難支援体制の構築にあたっては、要支援者本人に対し、支援者による支援は任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災等により、支援が困難となる場合もあり、要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知します。

また、地域コミュニティが醸成されていない地域における支援者の体制については、今後検討していきます。

4 個別調書

（1）個別調書の作成方法

町は、民生委員・児童委員や町社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業所等に、要支援者と避難支援等関係者の打合せ調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人ひとりの個別調書の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別調書を作成します。

また、平常時から要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せるよう、避難支援等関係者に協力を求めます。

（2）個別調書の内容

個別調書は別紙様式のとおりとします。

（3）個別調書の適正管理

①情報の共有、管理および使用の制限

個別調書は、要支援者本人のほか、町、自治会組織（自主防災組織）、民

生委員・児童委員、支援者等の要支援者が同意した人のみが共有できるもの
とします。

なお、個別調書の情報を、法令等により守秘義務が課せられている関係機
関以外と共有する場合、情報の提供を受ける機関は、「個別調書に係る秘密
の保持に関する誓約書」を町に提出するものとし、個人情報の漏洩が発生し
ないように十分な保護対策を講じるものとし、

また、個別調書の情報は、要支援者の避難や安否確認に関する目的以外に
使用してはならないものとし、

②情報の更新

個別調書の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施する
ために不可欠であるため、随時に追加や修正を行い、常に計画の内容を適正
に保つよう努めます。

少なくとも、年1回は、個別調書に記載された事項を確認するものとし、
町は必要に応じて、個別調書の更新に係る指導・協力を行います。

第4章 情報伝達等

1 避難に関する情報

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合は、町は次表のとおり避
難準備情報の発表や避難勧告・指示を発令します。

このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報等を必要に応じて迅速に伝達
します。

また、要支援者には、本人にとどまらず、その家族や支援者に対しても広く周知
します。

〈避難勧告等の一覧〉

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要支援者避 難情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき ・ 対象地区が避難所への避難路途上に避難困難となることが予想される災害の発生する可能性が高まったとき ・ 愛知川・宇曾川警戒水位到達情報を得たとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者等の避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始(支援者は支援行動を開始) ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の避難行動ができる者が避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の避難行動ができる者は、

	行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき	指定された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断されたとき ・人的被害の発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 避難行動については、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて避難しなければならない。

2 情報伝達ルート

災害時の情報等については、町は次表のように多様な手段を講じて情報提供を行います。

《情報伝達手段の一覧》

情報伝達手段	情報の種類	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
広報車両、消防団車両等による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
防災情報メールの配信		○
防災情報ファクシミリの配信（登録者）		○
町ホームページへの掲載		○
臨時広報紙の発行		○

※ 防災情報メールの配信には、町が提供している「あいしょうタウンメール」や通信事業者が提供している「緊急速報メール」などがあります。

要支援者への情報伝達は、上記に加え、避難に時間を要する場合があることや視覚障がい者・聴覚障がい者に対する情報手段、外国人に対応する言語等を考慮します。

このため、災害対策本部の総務班および福祉班が中心となって、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会等の関係機関・団体のネットワークを活用し、要支援者や避難支援等関係者に対し迅速・確実に情報伝達する体制を整備します。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えます。

3 災害情報の周知

町が作成する総合防災マップが住民に活用されるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する窓口での配布、町ホームページへの掲載等を行います。

また、各種マップを用いて要支援者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に要支援者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図ります。

第5章 安否確認

1 安否確認の方法

要支援者の安否確認については、町は次のような手段を講じて行います。

この際、自治会（自主防災組織）等の関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備します。

確認方法	<ul style="list-style-type: none">○避難者名簿と要支援者情報との照合○民生委員・児童委員の調査に基づく報告○障がい者団体、福祉関係団体の調査に基づく報告○自治会（自主防災組織）の調査に基づく報告○ボランティア団体の調査に基づく報告○福祉課および関係各課の調査に基づく報告○その他関係機関の調査に基づく報告
------	---

2 安否確認窓口の設置

町は、関係機関・団体や支援者および住民からの安否確認、安否情報の集約、要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、町災害対策本部福祉班に安否情報窓口を設置します。

第6章 避難支援等関係者の安全確保

1 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行います。

また、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命および身体の安全を守るこ

とが大前提です。そのため、町は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮します。

2 避難支援等関係者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておきます。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておきます。

避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切です。その上で、一人ひとりの要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう説明します。

第7章 避難行動要支援対象者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

1 不同意者を含む避難行動要支援対象者名簿の提供

現に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できるものとします。そのため、町は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者、その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができます。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではないため、町は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援対象者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意します。

2 不同意者を含む避難行動要支援対象者名簿の提出先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができます。また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組みます。

3 不同意者を含む避難行動要支援対象者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられます。そのため、それらの者が適正な情報管理を図るよう、町が講ずる措置例の他、名簿情報の廃棄、返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

第8章 避難誘導および避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路等

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため避難準備情報等を発令した場合は、町は、安全な地域への避難誘導を行います。

この際、特に人的支援を要する要支援者については、個別調書に基づいて、町と地域住民等が連携して避難誘導を行い、それ以外の要支援者については、近隣住民同士の日頃からのつながりにより避難を促すことを基本とします。

このため、平常時から、町、自治会（自主防災組織）、福祉関係者等の役割分担を明確にしつつ連携して対応するものとします。

また、要支援者自身も、自宅から避難場所まで、実際に支援者とともに移動してみて、避難経路を確認しておくよう周知します。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水が予想される危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めます。

2 避難後の要支援者への対応

発災時に助かった要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意します。そのため、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の要支援者の支援を行います。

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

要支援者および名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引継がれるよう、その方法等について、あらかじめ検討し、要支援者の引継ぎを行う必要があります。

その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう引継ぎます。

(2) 要支援者の避難場所から避難所への運送

要支援者を速やかに避難場所から避難所へ運送できるよう、あらかじめ運送事業者と要支援者の運送について協定を結びます。

発災後は、要支援者の運送の責任者となった者が中心となって、避難場所から要

支援者を運送します。

3 避難所における支援

(1) 避難所における環境整備

避難所においては、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を要支援者の避難状況に応じて仮設で設置します。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等を設置するなど環境整備に努めます。

これらの環境整備に必要な備品については、備蓄で対応するほか、関係機関・団体・事業者と事前に協定を締結するなどにより、平常時から対応等を講じておくものとします。

(2) 要支援者用相談窓口の設置

避難所では、要支援者の要望を把握するため、自治会（自主防災組織）、福祉関係者等の協力を得つつ、要支援者班を設置し、要支援者用相談窓口を設けます。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、要支援者班の人選にも配慮を行うものとします。

さらに、避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なことから、特に視覚障がい者や聴覚障がい者、外国人等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとします。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを安定させる取り組みが重要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、状況に応じて避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うものとします。

なお、災害発生後、速やかな対応をとるために、関係機関・団体、事業者等と事前に協定を締結するなど、平常時から役割分担を明確にしておきます。

(3) 福祉避難所の指定

要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、要支援者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、あらかじめ福祉避難所を指定します。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備えバリアフリー化されているなど、要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談員等の確保が比較的容易である福祉センター等の既存施設を活用します。

また、福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法について要支援者を含む地域住民に周知します。

※福祉避難所

要支援者のために特別の配慮がなされた避難所のことです。災害救助法が適用

された場合において、町が福祉避難所を設置した場合、概ね10人の要支援者に1人の生活相談職員等の配置、要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができることとされています。

介護保険関係施設における要支援者の受入れには限界があり、緊急入所できない者のために福祉避難所が必要となります。

第9章 避難行動支援にかかる共助力の向上

1 民間団体等との連携

災害が発生し、または発生するおそれが生じた場合においては、要支援者の生命または身体を保護するために、名簿情報を避難支援等関係者に提供することを同意していない要支援者の名簿情報を、避難支援等関係者その他の者に提供できるとしていません。

このような場合においては、名簿情報の提供先となる避難支援等関係者その他の者として、ボランティア団体、障がい者団体、民間の企業等の力を借りることも有効な方策の一つであることから、地域の民間団体等と連携を図るよう、あらかじめ名簿情報の提供について協定を結ぶなど、必要な連携を図るものとします。

2 地域づくり

要支援者が迅速かつ適切に避難行動を行うためには、要支援者本人を含めた近隣住民での日頃からのつながりや要支援者と支援者との信頼関係が不可欠であることから、普段の防災活動だけでなく、声かけや見守り等、地域における各種活動との連携を平常時から深めることが必要です。

また、自宅で生活される要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係をつくることが重要であります。

このため、自治会（自主防災組織）、福祉関係者等と連携し、要支援者や支援者とともに、要支援者の避難計画の作成や避難経路の確認等を行うことにより、支援体制の充実を図ります。

3 防災訓練

避難訓練には、地域住民や要支援者、避難支援等関係者が積極的に参加し、要支援者の居住情報を共有し、避難に関する情報の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障がい物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図ります。

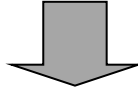
このため、総合防災訓練に合わせ要支援者に対する情報伝達や避難支援等の訓練を行います。

参考資料

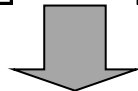
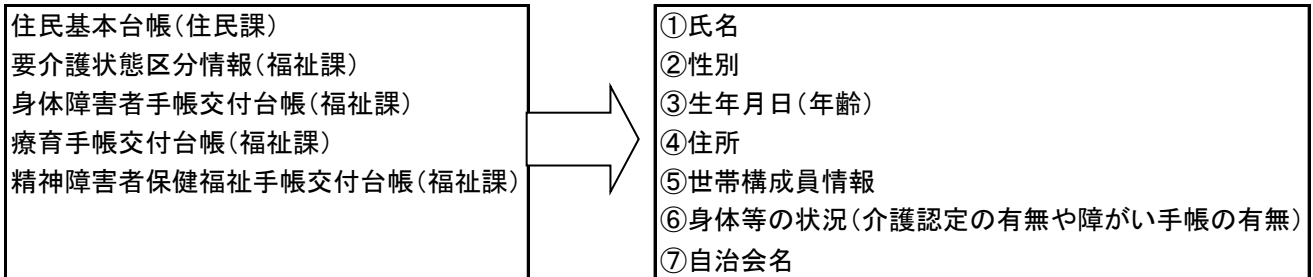
愛荘町避難行動要支援者避難支援計画のイメージ

(1) 計画の策定、制度の広報・周知を図る。

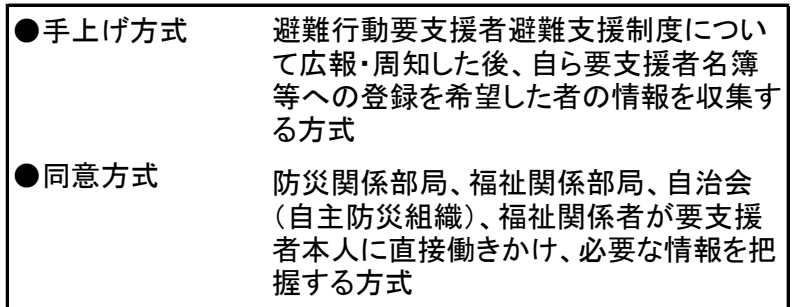
(広報、ホームページ、チラシ、説明会、シンポジウムの開催等)



(2) 次の情報から必要とするものを抜き出し、避難行動要支援者台帳を作成する。

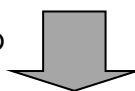
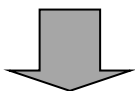


(3) 登録申請



登録申請しない人

登録申請する人



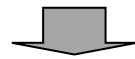
要支援者であることの申し出

県で難病患者同意確認、町に提供

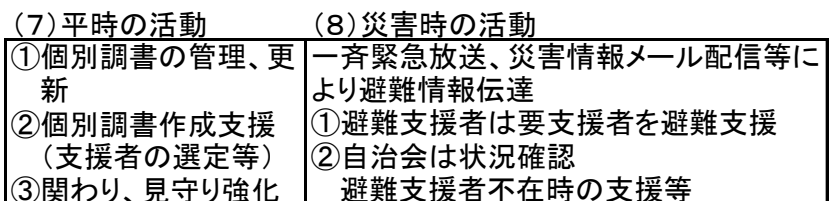
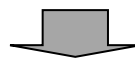
・平時は、町関係部局で共有・管理
 ・災害時は、町の災害対策本部(福祉班)で各関係機関の協力を得ながら安否確認を実施

本人、家族および避難支援者等で、個別調書を作成

(4) 個別調書の作成・町へ提出
 (5) 要支援者登録台帳に登録



(6) 個人情報保護の誓約書と交換で、個別調書を、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等と共有



愛荘町長

申請者	ふりがな			申請年月日		
	氏名	(印)		平成	年 月 日	
	住所			登録者との関係		
<p>【同意書】</p> <p>避難行動要支援者は、避難支援者等への情報提供に同意することにより、避難支援者等から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものでなく、また、避難支援者等は、法的な責任や義務を負うものではありません。</p> <p>私は、上記の内容を理解した上で、災害時に支援が必要となるため、愛荘町避難行動要支援者登録台帳への登録を申請します。あわせて、下記の記載事項を自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署、避難支援者などへ情報提供されることに同意いたします。</p> <p>また、登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに届け出をいたします。</p> <p>※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。</p>						
自治会名		組名(世帯番号)		緊急通報システム	有 ・ 無	
登録者	ふりがな			性別	男 ・ 女	
	氏名					
	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日生(歳)	血液型		
	住所	愛荘町		番地	自宅電話	
					F A X	
			携帯電話			
区分 (○印をつける)	1. 高齢者等(①一人暮らし ②高齢者のみの世帯 ③介護保険要介護1以上) 2. 身体障がい者 3. 知的障がい者 4. 精神障がい者 5. 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者 6. 外国人 7. 乳幼児(0~就学前の児) 8. 妊産婦 9. その他、家族等の支援が困難なため非常時に支援を希望する者					
緊急時の家族の連絡先						
ふりがな 氏名	続柄	住所		電話番号(自宅・携帯)		
災害時に配慮しなくてはならない事項 (当てはまる項目すべてにチェックしてください) <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞きにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 災害が起きている事が分からない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他()						
特記事項(介護状況・認知症の有無・障がいの内容・病気の内容。必要な支援内容等)						
避難支援者の連絡先(事前に記載される方の承認を得てください。)						
ふりがな 氏名	続柄	住所		電話番号(自宅・携帯)		

裏面もご記入願います。

※ 太枠の部分は、必ず記入ください。その他のすべての項目に記入する必要はありませんが、できる範囲で記入してください。

※ この申請に記載された情報は、災害発生時に地域等の支援により生命等の安全を図る目的で使用するものであり、目的以外にこの情報を使用することはありません。

避難行動要支援者登録申請書 兼 個別調書 (裏面)

民生委員児童委員氏名		電話番号	家族構成・同居の状況等							
		FAX番号								
ケアマネジャー連絡先		電話番号								
		FAX番号								
かかりつけの病院 ・医院名		電話番号								
		FAX番号								
		電話番号								
		FAX番号								
普段いる部屋	例) 台所横和室	住居建物の構造・家の間取図		例 木造平屋建						
寝室の位置	例) 玄関横和室			<table style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">風呂</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">台所</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">和室</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">トイレ</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">玄関</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">寝室</td> </tr> </table>	風呂	台所	和室	トイレ	玄関	寝室
風呂	台所			和室						
トイレ	玄関			寝室						
一時避難場所										
拠点避難場所										

避難行動要支援者登録申請書 兼 個別調書 (裏面)

民生委員児童委員氏名		電話番号	家族構成・同居の状況等					
		FAX番号						
ケアマネジャー連絡先		電話番号						
		FAX番号						
かかりつけの病院 ・医院名		電話番号						
		FAX番号						
		電話番号						
		FAX番号						
普段いる部屋	例) 台所横和室	住居建物の構造・家の間取図 例 木造平屋建 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>風呂</td> <td>台所</td> <td>和室</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>玄関</td> <td>寝室</td> </tr> </table>	風呂	台所	和室	トイレ	玄関	寝室
風呂	台所		和室					
トイレ	玄関		寝室					
寝室の位置	例) 玄関横和室							
一時避難場所								
拠点避難場所								